

岡山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業 計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

岡山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画策定支援業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和8年7月31日まで

3 業務の目的

本事業は、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、本県の県立高校において高校教育改革を先導する拠点を創出するにあたり、本県の教育施策、産業構造、人口動態等との整合性を図りつつ、実効性の高い構想策定及び事業計画策定を実現するため、民間事業者の専門的な知見と豊富な経験を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

4 委託業務の内容

上記3の目的を達成するため、県から改革促進事業に対する目的、理念、方向性等の説明を受けた上で、次の支援業務を行う。

- (1) 県が策定する事業計画等に対する、専門的知見に基づく添削、修正提案及びブラッシュアップ支援
- (2) 施設、設備の整備及び活用コンセプトに関する提案及び技術的情報の提供
- (3) 改革促進事業の指定校における事業内容の論点整理、打合せ等への参画
- (4) 他自治体における先進事例等の情報提供
- (5) 県内外の企業・大学等の事業連携先に関するリサーチ及びマッチング支援
- (6) その他、事業計画策定に関し県が必要と認める支援

5 実施体制

- ・本仕様書に基づき、県の要望について理解していること。
- ・実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。
- ・県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

6 個人情報に関する取扱い

本業務の履行及び作成された成果物における個人情報の取扱いについては、以下に定めるとおり取り扱うものとする。

- (1) 本業務で使用する個人情報については、その必要性を十分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮するものとする。
- (2) 本業務で使用する個人情報については、収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。

7 著作権等

- (1) 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととする。
- (2) 本業務に関する著作権その他の権利は、県に帰属するものとする（著作者人格権は行使しないものとする。）。また、成果物に関しては全て、デジタルデータを県に無償譲渡すること。なお、県と受託者が協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を帰属させることが困難なものについてはこの限りではない。

8 委託業務実施結果の報告

委託業務終了後、速やかに委託業務実施報告書（任意様式）を提出すること。委託業務実施報告書には、打合せ記録、支援業務遂行にあたって提供した資料一式、申請書に対する修正提案・助言内容をまとめた資料等を添付すること。

9 その他

- (1) 業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、県と受託者は相互に連絡を密にすること。
- (2) 仕様書及び契約書に記載がない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者の協議により決定する。

< 審査基準 >

評 価 項 目		配 点
技 術 提 案 書	1 業務の遂行能力を有しているか。 ・企業理念・倫理観等が業務に適しているか。 ・会社の業務概要が委託に適しているか。	20
	2 趣旨や業務内容等について十分理解しているか ・公募の趣旨や業務内容等を正しく理解した提案であり、目標達成に向けて具体的な計画性を有しているか。	20
	3 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。 ・岡山県の産業構造や人口動態等を踏まえ、本県教育行政及び公立高校の現状を深く理解した上で、実効性の高い構想策定及び申請書類の作成に資する内容となっているか。 ・専門的な知見やノウハウ等を活用した提案となっているか。 ・県内外の企業・大学等の事業連携先に関するマッチング等について、具体的に示されているか。	40
	4 委託事業の実施体制、人員配置等の体制を構築しているか。 ・高校教育課との連絡調整・打合せ等が随時できる体制を構築しているか。 ・提案内容が十分遂行できる実施体制を構築しているか。	10
見 積 書	5 経費見積書の内容は妥当であるか。	10
合 計		100